

日本学生野球憲章の一部改定

公益財団法人日本学生野球協会

以下のとおり、日本学生野球憲章(以下、「憲章」といいます。)の一部を改定いたします。

記

1 用語の整理改定

(1) 「登録」について

- 1 憲章・規則の上での「登録」の用語は、①学生野球団体への登録、②試合・大会への参加登録の 2 種類があります。
- 2 現在の憲章・規則上は、2 種類の登録が区別しづらいため、下記のとおり用語を改めます。

	学生野球団体への登録	試合・大会への登録
現規定	登録	出場登録又は選手登録
新規定	部員登録	選手登録

(2) 「審判員」について

- 1 憲章第 3 条第 9 号は「審判員」を「学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者」と定めています。
- 2 各都道府県高野連には、組織内部に審判部を有している都道府県高野連もあれば、大会毎に外部の審判団体等に委嘱する都道府県高野連もあります。したがって、現在の定義では、「審判員」は、「学生野球団体の各規則に基づき選任され」る場合に限っているため、各都道府県高野連が契約に基づいて審判業務を外部に委嘱する場合において、当該審判員は現規定における「審判員」に該当しないこととなります。そのため、委嘱を受けた高野連外部の審判員が憲章違反行為を行った場合に、学生野球団体は当該審判を処分対象とすることができません。
- 3 そこで、このような不都合を解消するために、「審判員」の定義を「**学生野球団体の各規則、学生野球団体との契約等の選任方法のいかんを問わず、審判の任にあたる者**」とする改定を提案します。なお、学生野球団体との間の契約に基づいて審判の任にあたる者に審判業務を委嘱する場合、当該契約においては、憲章の遵守および憲章違反により謹慎処分を受けることがある旨を記載しなければならないこととし、改定の趣旨が徹底できる運用も併せて周知します。

(3) 「指導」について

- 1 憲章第 26 条第 4 項は「注意・厳重注意」に付随する「指導」を、憲章第 27 条第 4 項は処分に付随する

「指導」を、それぞれ定めています。

- 2 「指導」に応じない場合は、憲章第 27 条第 1 項後段に基づき「処分」の対象となります。
そのため、「指導」の中には、
 - (1) 一定期間または特定の公式試合・大会への選手登録の禁止、
 - (2) 一定期間に憲章違反行為について報告すること、等の「措置」という用語が相応しい内容があります。
- 3 一般的に、「指導」の用語は、「ある目的に向かって教え導くこと」と解されており、指導に従う直接的な義務はないと解されています。まして、指導に従わないことで、制裁を受けるという概念としては用いられていません。
- 4 以上の理由から、現在の「指導」の用語をより適切に改める必要があり、従前の「指導」の語を「指導・措置」と改めます。

2 選手登録資格停止措置に関する規定の追加

- 1 憲章は、「(試合・大会出場選手資格)第 11 条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第 2 条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。」と定めています。
- 2 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、「野球部」に対する「注意・厳重注意」に付随する「指導」として、「野球部」に対して、憲章違反行為をした特定の「部員」について、一定期間または特定の公式試合・大会に選手登録をしないことを求めていました。今般、「部員の憲章違反行為に対する注意・厳重注意、処分および指導・措置の運用内規」を制定し、当該違反行為を行った「部員」に対し、直接「注意・厳重注意」、「処分」および付随した「指導・措置」を行うことと改めました。経緯および詳細は、「部員の憲章違反行為に対する注意・厳重注意、処分および指導・措置の運用内規」を参照してください。
- 3 前項の措置は、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は試合・大会への出場登録資格を定めることができる(憲章第 11 条)との憲章の定めを根拠としていますが、文理解釈上、疑義が生じる恐れがありました。そこで、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、「部員」に対する「注意・厳重注意」に付随して必要な「指導・措置」として、一定期間または特定の公式試合・大会の「選手登録資格」を停止することができる規定を新たに加えます。
- 4 具体的には、憲章第 11 条に次のとおり第 2 項を追加します。
「2 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、注意・厳重注意を受けた部員について、付随して必要な指導・措置として、期間を定めまたは試合・大会を特定して、選手登録資格を停止することができる。」

3 憲章第 27 条第 1 項後段の文言の改定

- 1 憲章第 27 条第 1 項の規定は以下のとおりです。
「第 27 条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意・嚴重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。」
- 2 憲章第 27 条第 1 項後段の規定は、指導に従わない場合は、それが処分の対象となる旨の規定です。
- 3 指導・措置(改定前の「指導」)は、
 - ① 「注意・嚴重注意」に付随する「指導・措置」(憲章第 26 条第 4 項)と
 - ② 処分に付随する「指導・措置」(憲章第 27 条第 4 項)と
 があります。
- 4 しかしながら、現在の憲章の第 27 条第 1 項の文言は、後者が含まれないかの文面であるため、これを下記のとおり改めます。

第27条第1項後段	
現規定	「または前条の注意または嚴重注意にしたがわない場合」
新規定	「または前条第4項もしくは本条第4項の指導・措置に従わない場合」

注 指導の用語の変更後の規定としています

4 憲章第 7 条第 5 項および第 6 項の追加

- 1 憲章は、学校長を除く指導者が「謹慎」、「登録抹消・登録資格喪失」、「除名」の処分を受けた場合は、学校長が謹慎等の処分を受けていない新たな指導者を選任することを予定しています。
- 2 憲章は、学校長も指導者としていますが、学校長が憲章を遵守しないという事態を想定しておらず、学校長が「謹慎」、「登録抹消・登録資格喪失」、「除名」の処分を受け、野球部指導者として、野球部活動にかかわることができなくなった場合に、野球部の最高責任者(憲章第 7 条)の代行者をどうするか定めをおいていませんでした。
- 3 これまでにも、高校の報告遅れの事案について、野球部長が都道府県高野連に報告をしようとしたにもかかわらず、校長が都道府県高野連への報告に消極的な姿勢を示したため、報告がなされなかった(遅れた)事案はありました。このような事案については、従前、野球部長は、校長を説得して都道府県高野連に対して報告すべき義務があるということを根拠に、野球部長に対する処分とし、校長に対する処分をした事案はありませんでした。
- 4 「学校長が日本学生野球憲章を守らないという事態はありえない」との認識が基礎となっていました。今回、高校においては、野球部長が校長に対して、都道府県高野連への報告を求めるも、校長が報告を拒絶した事案が生じました。このような事案では、野球部長ではなく、校長に対する処分をせざるを得ません。
- 5 このような事態が生じたことを踏まえて、学校長が「謹慎」、「登録抹消・登録資格喪失」、「除名」の処分を

受けることになった場合の、野球部の最高責任者(憲章第 7 条)の代行者に関する定めを第 5 項、第 6 項として追加するものです。

「5 学校長が不在となった場合または学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けた場合は、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、当該校が学校長代行者として指名する者(指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けていない者に限る。)を学校長として扱うことができる。

6 学校長代行者の権限は、新たな学校長が選任されまたは学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分が終了もしくは解除された場合には終了する。」

5 以上の改正による憲章の条文の変更案

以上の改正による憲章の条文の変更案は下記の「憲章の現規定と改正案との対照表」のとおりです。ゴシック文字部部分が修正部分となります。

憲章の現規定と改正案との対照表(ゴシック部分が変更点)

条項	現規定	改定後の規定
第3条第6号改正 部員の定義	6 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。	6 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に 部員登録 された学生をいう。
第3条第7号改正 選手の定義	7 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。	7 選手 試合・大会において選手登録された部員をいう。
第3条第9号の改正 審判員の定義	9 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者	9 審判員 学生野球団体の各規則、学生野球団体との契約等の選任方法のいかんを問わず、審判の任にあたる者
第7条第5項、第6項 学校長が謹慎などの 場合の規定の追加	第5項はなし	5 学校長が不在となった場合または学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けた場合は、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、当該校が学校長代行者として指名する者(指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けていない者に限る。)を学校長として扱うことができる。
	第6項はなし	6 学校長代行者の権限は、新たな学校長が選任されまたは学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分が終了もしくは解除された場合には終了する。
第11条第1項 表題の訂正	(試合・大会出場選手資格) 第11条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。	(選手登録資格) 第11条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。
第11条第2項 選手登録資格の停止 規定	第2項はなし	2 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、注意・厳重注意を受けた部員について、付随して必要な指導・措置として、期間を定めまたは試合・大会を特定して、選手登録資格を停止することができる。
第26条第4項 指導の用語の修正	4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導をすることができる。	4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な 指導・措置 をすることができる。
第27条第4項 指導の用語の修正	4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して 指導 をすることができる。	4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して 指導・措置 をすることができる。
第27条第1項 処分の対象行為たる 指導・措置の整理	第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員及び学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、当該者に対して処分をすることができる。	第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員及び学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条第4項もしくは 本条第4項の指導・措置 に従わない場合には、当該者に対して処分をすることができる。
第28条第3号 登録抹消・選手登録資格喪失の用語の整理	③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失	③ 部員登録抹消・部員登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ 部員登録 をしている者については 部員登録 を抹消し、処分対象者が 部員未登録 の場合には、 部員登録資格の喪失